

技術職員名簿

[注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は次ページを参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、次ページの〈技術職員名簿の書き方〉の○数字に対応しています。

審査基準日が
令和5年3月31日の場合

技術職員名簿

項 目 ① ② ③ ④ ⑤
数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	②	丹 下 一 平	昭和25年3月3日	④ 73	8 2	2 2	0 1	2				⑧ 28
2		東 京 太 郎	昭和26年4月16日	71	8 2	0 1	1 3	1 1	7 1	1 3	⑥ 第〇〇〇〇〇〇号	
3		東 京 一 郎	昭和51年5月3日	46	8 2	0 1	0 1	2 1	7 0	0 1	2	
4		新 宿 次 郎	昭和58年3月12日	40	8 2	0 1	2 4	2				
5		新 宿 和 子	昭和49年12月1日	48	8 2	0 1	1 1	1 1	7 1	2 0	第〇〇〇〇〇〇号	
6		東 昭	昭和40年8月15日	57	8 2	2 2	0 2	2 2				
7	○	南 孝 安	昭和41年9月9日	56	8 2	0 1	0 1	1 2				30
8		荒 幡 香 菜	昭和38年10月10日	59	8 2	0 1	0 2	2 2				
9		中 村 秋 男	昭和61年2月16日	37	8 2	0 1	0 1	2 1	7 0	0 1	2	
10		入 間 夏 子	昭和26年6月25日	71	8 2	0 1	0 2	2 2				
11	○	竹 内 佳 林	平成7年11月23日	27	8 2	0 1	0 1	1 2			⑦ 〇〇高等学校 土木科〇〇年卒	
12			年 月 日		8 2							
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
15	技術職員1人につき2業種のみ申請可											
16	(2業種の考え方)											
17	・ 1資格から2業種選択											
18	例：1級土木施工管理技士→土木・塗装（通番2参照）											
19	・ 2資格から1業種ずつ選択											
20	例：1級建設機械施工技士・1級建築施工管理技士→土木・塗装（通番5参照）											
20	「講習受講」について											
21	申請する業種について、審査基準日において次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、											
22	それ以外の場合は「2」を記入する。											
23	① 法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）。											
24	② 監理技術者資格者証の交付を受けていること。											
25	③ 法第26条4～6の規定による講習（監理技術者講習）を修了した日の属する年の翌年から											
26	5年以内に審査基準日が含まれていること。											
25	上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格者証の裏面に講習終了情報の印字又はラベルが貼ってある場合は裏面の写し）を提出											
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

取得単位が「0」の場合は空欄で可

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

別表（五） ※別表（四）は55ページ以降を参照

コード	資 格 区 分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	舗装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
329	解体工事業 //
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	舗装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //

420	機械器具設置工事業	〃
421	熱絶縁工事業	〃
422	電気通信工事業	〃
423	造園工事業	〃
424	さく井工事業	〃
425	建具工事業	〃
426	水道施設工事業	〃
427	消防施設工事業	〃
428	清掃施設工事業	〃
429	解体工事業	〃
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
502	建築工事業	〃
503	大工工事業	〃
504	左官工事業	〃
505	とび・土工工事業	〃
506	石工事業	〃
507	屋根工事業	〃
508	電気工事業	〃
509	管工事業	〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業	〃
511	鋼構造物工事業	〃
512	鉄筋工事業	〃
513	舗装工事業	〃
514	しゅんせつ工事業	〃
515	板金工事業	〃
516	ガラス工事業	〃
517	塗装工事業	〃
518	防水工事業	〃
519	内装仕上工事業	〃
520	機械器具設置工事業	〃
521	熱絶縁工事業	〃
522	電気通信工事業	〃
523	造園工事業	〃
524	さく井工事業	〃
525	建具工事業	〃
526	水道施設工事業	〃
527	消防施設工事業	〃
528	清掃施設工事業	〃
529	解体工事業	〃
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	

備考

1 級技術者…法第15条第 2 号イに該当する者

2 級技術者…法第27条第 1 項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて 1 級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者…法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第 2 号ハに該当する者で 1 級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び 2 級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の 3 第 2 項第 2 号の登録を受けた講習を修了した者で 1 級技術者以外の者

〈技術職員について〉

◎ 加点の対象となる経営事項審査上の技術職員の考え方

「審査基準日現在、常勤性の要件を備えており、かつ、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者」が対象となります。「恒常的な雇用」とは、雇用期間を特に限定することなく常時雇用され、日々一定時間以上建設業の職務に従事することが担保されていることが必要となります。アルバイト・パート・契約社員・労務者（常用労務者を含みます。）などは、技術職員名簿に記載することはできません。ただし、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限ります。）については、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている者とみなします。また、月額給与（賃金、報酬等）が定められ、営業日には勤務することが義務付けられていることが必要です。さらに、労働の対価である収入が一定金額（月額10万円以上）であることが、P. 49からP. 52の確認資料で確認できる技術職員）に達していることが必要です。

※ 技術職員名簿への記載は、経営事項審査で加点するためのものであり、名簿に記載されていなくても、条件に合致していれば配置技術者・営業所の専任技術者などになることはできます。

※ 技術職員名簿に記載がなくても、許可要件の確認のため、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者については常勤性の確認資料を提示してください（加点の対象にはなりません）。

※ 他社からの報酬がある場合、原則技術職員として申請できません。「二以上事業所勤務被保険者」の方は、事業所ごとの報酬額の比率など総合的に判断しますので、該当者の二以上事業所勤務被保険者決定及び標準報酬決定通知書の写し、健康保険証の写し及び住民税特別徴収決定通知書を持参してください。

(参考)

「経営事項審査の事務取扱いについて」一部改正（国交省通知）（平成22年10月15日付国総建第162号）

（抄）

2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年平均元請完成工事高について（告示第1の3関係）

(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

2 業種限定の考え方

2 業種限定の考え方は以下のとおりです。

例：一級土木施工管理技士・一級建築施工管理技士・一級電気工事施工管理技士をそれぞれ保有している技術者の場合

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
保有資格	一級土木施工	◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎										◎		◎
	一級建築施工		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎						◎				◎
	一級電気工事施工								◎																					



評価(例1)		◎					◎																								
評価(例2)	◎	◎																													

評価対象となっている業種の中から任意の二つを選ぶことができます。一つの資格の評価対象から二つ選択(例1)しても構いませんし、二つの資格からそれぞれ一つずつ選択(例2)しても構いません。

なお、重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に配置しなければならない監理技術者等については、技術者が保有している資格に応じて、複数の業種で監理技術者等になれる。

技術者評価について

一級技術者		監理技術者補佐	基幹技能者	二級技術者	その他
監理技術者資格者証保有かつ 監理技術者講習受講	一級技術者であって 左以外の者				
6点	5点	4点	3点	2点	1点

一級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している場合に6点評価します。(※監理技術者資格者証に記載の業種に限る。)

なお、二級技術者及びその他技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても、1点加点評価は行われません。

* 監理技術者補佐とは、主任技術者となる資格を有し、令和3年度以降の一級技術検定の一次検に合格した一級技士補である者、監理技術者要件を満たす者です。

* 監理技術者要件を満たす者とは、指定建設業を除く実務経験者(指導監督的実務経験が必要)、国土交通大臣特別認定者をいいます。

指定建設業は、土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種です。

〈技術職員名簿の書き方〉

P. 45の〈技術職員について〉をよく読んでください。

技術者名簿の人数と技術職員数（P. 12項番19を参照）の人数は一致することになります。

* 技術職員数が多い場合（30名超が目安。40名超は必須）：建設業指導担当で事前確認が必要です（審査日のおおむね1か月前までに）。詳細はP. 5を参照してください。

- ① 1枚目は「001」、2枚目は「002」・・・と記入してください。
- ② 新規で技術職員名簿に記載された技術職員について「○」を記入してください。初めて経営事項審査を受ける場合は全員に「○」を記入してください。
- ③ 審査基準日現在建設業に従事する6か月を超える恒常的雇用関係にある技術職員（常勤役員及び常勤使用人）を記入してください（技術職員で、監査役及び兼業事業に従事する使用人は除きます）。

②③の裏付資料

P. 49〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉及び

P. 52〈出向者の確認ができる資料〉を必ずご確認ください。

- ④ 審査基準日現在の満年齢を記載してください。
- ⑤ ア 業種コード：P. 11の経営規模等評価等対象建設業（項番16）のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を、P. 54の「技術職員資格者業種コード表」から、1名の技術者に対し、**異なる業種で2業種以内（同一の職員で同一業種は不可）**を選び、該当するコードを記入してください。

イ 有資格区分コード：P. 55の「技術職員資格区分コード表」をご参照ください。

ウ イの有資格の裏付資料（**写しを提出してください。**）

資格区分コード003・004「国土交通（建設）大臣認定書」

資格区分コード060～063、111～298「資格検定合格証、免状、監理技術者証等」

資格区分コード064「登録基幹技能者講習修了証」

* 登録基幹技能者講習修了証に、基幹技能者が申請した実務を有する業種名が記載されるので、その業種で申請があった場合のみ加点評価されます。

* 基幹技能者として記入する場合：建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者

資格区分コード703・704「能力評価（レベル判定）結果通知書」（詳細はP. 103参照）

エ 講習受講の有無

申請する業種について次の（イ）から（ハ）までの要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の者（二級国家資格者、電気工事士法・水道法・消防法・職業能力開発促進法等による資格者及び実務経験による資格者等）は「2」となります。「1」か「2」を必ず記入してください（無記入は不可）。

（イ） 建設業法第15条第2号イに該当する者であること（建設業法、建築士法、技術士法による一級土木施工管理技士・一級建築士などの一級国家資格者相当者）。

* 有資格区分コードが「003」・「004」の場合は「2」となります。

（ロ） 建設業法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けていること。

（ハ） 建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（監理技術者講習）を修了した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていること。

- * 建設業法施行規則の一部改正がされ、令和3年1月1日から監理技術者講習の有効期間が変更になりました。従来の有効期間は、講習を受講した日から5年間でしたが、改正により、講習を受講した日から受講した年の5年後の12月31日までとなります。

エの裏付資料（写しを提出してください）

監理技術者資格者証（審査基準日が交付年月日から有効日の間に含まれていること）及び**裏面の監理技術者講習修了情報の印字又はラベルが添付されている部分**

- * 1人の技術職員につき、申請できる業種は2業種までです。
- * 申請できる業種は経営規模等評価対象建設業（項番16）や、工事種類別完成工事高（項番32）の中に含まれる業種に限ります。
- * 1人の技術職員につき、業種コード・有資格区分コード・講習受講（なしの場合は「2」）欄は必ず全て記入してください。
- * 申請する業種に対応する資格でなければ加点の対象になりませんので、P.55の技術職員資格区分コード表で、確認してください。

- ⑥ 監理技術者資格者証交付番号（一級建築士の登録番号等ではありません。）を記入してください。
- ⑦ 資格区分コード「001」で業種コードを1業種で申請する技術者で生年月日が平成6年4月以降のとき又は業種コードを2業種で申請する技術者で生年月日が昭和59年4月以降のときは、卒業した学校名、学科名、卒業年を記入してください。

⑧ 各技術者のCPD単位取得数は、以下の算式で算出される数値を記入してください。

*** 告示別表第18や裏付資料については、P.71からP.72を参照してください。**

各技術者のCPD単位

$$\left(\begin{array}{l} \text{審査対象年にCPD認定団体に} \\ \text{よって取得を認定された単位数} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{告示別表第18左欄に掲げる} \\ \text{CPD認定団体毎に右欄に掲げる数値} \end{array} \right) \times 30$$

上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨ててください。また、各技術者のCPD単位の上限は30とします。

例1) 技術職員名簿 通番1

「公益社団法人空気調和・衛生工学会」によって取得を認定された場合

$$48.0 \text{ (単位)} \div 50 \text{ (告示別表第18の右欄に掲げられている数値)} \times 30 = 28.8$$

しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合、これを切り捨て、「28」となる。

例2) 技術職員名簿 通番7

「一般財団法人建設業振興基金」によって取得を認定された場合

$$18.0 \text{ (単位)} \div 12 \text{ (告示別表第18の右欄に掲げられている数値)} \times 30 = 45.0$$

しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。

〈技術職員名簿の作成の注意〉

- P.42の記載要領をよく読んで記入してください。
- 技術職員名簿の人数と申請書の審査基準日における技術職員の数とは同一です。
- 技術職員名簿には、次の全てに該当する職員を記入してください。

ア 審査基準日現在建設業に従事する職員である者（兼業事業従事使用人は該当しません。）

イ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくは、ハ、同法第15条第2号イ若しくは、ハ又は基幹技能者に該当する（P. 55「技術職員資格区分コード表」に該当する）者

〈「技術職員資格区分コード表」に該当する者〉

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ、同法第15条第2号イ若しくはハの該当者又は基幹技能者
〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉

※個人の確定申告書や住民税特別徴収税額通知書等にマイナンバーが記載されている場合は、事前にマスキングしたものを提示してください。

1 その他の審査項目（社会性等）で、健康保険加入の有無（項番42）・厚生年金保険加入の有無（項番43）の双方又は一方を「1. 有」とした場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

次の①又は②とします。

① 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」※被保険者の一覧表

審査基準日までに（途中で）入退社があった場合は、取得届、喪失届を添付してください。（標準報酬月額の記事がない場合は、月額報酬の確認できる資料も必要です。）また、標準額の改定があった場合は、改定分も併せて提示してください。

② 「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」（年金事務所の受付印のあるもの）

ただし、年金事務所で健康保険適用除外の承認を受けて全国建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している会社の70歳以上75歳未満の職員に関しては③でも可とします。

③ 「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」及び「国民健康保険被保険者証」の写し

(2) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

① 「前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿」

前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、次の②～⑦のいずれかを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、技術職員名簿に記載された全職員分の次の②～⑦のいずれかを提示してください。

② 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（前年度分）

③ 「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」

④ 「健康被保険者証」の写し（資格取得日及び事業所名称の分かるもの）

⑤ 「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」（前年度分。年金事務所の受付印のあるもの）

⑥ 「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」（前年度分）

⑦ 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（資格取得日及び事業所名称が分かるもの）

2 その他の審査項目（社会性等）で、健康保険加入の有無（項番42）・厚生年金保険加入の有無（項番43）の双方とも「1. 有」以外とした場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」及び「国民健康保険被保険者証」の写し

(2) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

① 「前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員が

いる場合は、次の②又は③のいずれかを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、技術職員名簿に記載された全職員分の次の②又は③のいずれかを提示してください。

②「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」（前年度分）

③「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（資格取得日及び事業所名称が分かるもの）

3 後期高齢者医療制度対象者（75歳以上等）の場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」及び「後期高齢者医療被保険者証」の写し

(2) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

①「前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、次の②又は③のいずれかを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、技術職員名簿に記載された全職員分の次の②又は③のいずれかを提示してください。

②「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」（前年度分）

③前年度に後期高齢者医療制度対象者でなかった場合は、1(2)又は2(2)

4 個人事業主の場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

「確定申告書」及び「国民健康保険被保険者証」の写し

(2) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

「前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、「確定申告書」（前年分）などを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、「確定申告書」（前年分）などを提示してください。

5 高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者を名簿に記載する場合

1又は2の書類の提示に加えて、次の書類を提示・提出してください。

・ 提示書類 継続雇用制度について定めた「就業規則」（労働基準監督署の届出印又は従業員代表者の意見書が添付されているもの。なお、常時10名以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署への届出が必要）

・ 提出書類 「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（様式第3号）（P. 112参照）

※ 継続雇用制度の概要については、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

◎ 注意事項

ア 決算期変更等で前審査基準日と審査基準日の間が6か月を超えない場合は、前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿に加えて、前々審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿も提示してください。

イ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認において、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、氏名の記載されていない技術職員に係る書類のみ追加提示してください。

ウ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料として「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「健康被保険者証」の写し、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しを提示する場合は、資格取得日が審査基準日から遡って6か月を超えていることが必要です。

エ 審査基準日現在の常勤性の確認資料は、審査基準日に係る書類を提示してください。審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料は、前審査基準日に係る書類を提示してください。

例1) 審査基準日が令和5年3月31日、前審査基準日が令和4年3月31日の場合

- 標準報酬決定通知書
 - ・ 審査基準日現在の常勤性の確認
審査基準日が令和4年度に属するため、この年度中に発行されたもの（令和4年4月から6月までの報酬月額を算定基礎としたもの）
 - ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認
前審査基準日が令和3年度に属するため、この年度中に発行されたもの（令和3年4月から令和3年6月までの報酬月額を算定基礎としたもの）
- 住民税特別徴収税額通知書
 - ・ 審査基準日現在の常勤性の確認
審査基準日が令和4年度に属するため、この年度中に発行されたもの
 - ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認
前審査基準日が令和3年度に属するため、この年度中に発行されたもの

例2) 審査基準日が令和5年4月30日、前審査基準日が令和4年4月30日の場合

- 標準報酬決定通知書
 - ・ 審査基準日現在の常勤性の確認
審査基準日が令和5年度に属するため、この年度中に発行されたもの（令和5年4月から6月までの報酬月額を算定基礎としたもの）
 - ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認
前審査基準日が令和4年度に属するため、この年度中に発行されたもの（令和4年4月から6月までの報酬月額を算定基礎としたもの）
- 住民税特別徴収税額通知書
 - ・ 審査基準日現在の常勤性の確認
審査基準日が令和5年度に属するため、この年度中に発行されたもの
 - ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認
前審査基準日が令和4年度に属するため、この年度中に発行されたもの

オ 「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」は、特別徴収義務者として事業者名（申請者名）が記載されていることが必要です。

カ 年齢は審査基準日現在になります。

キ 技術職員名簿に記載されている職員と、提示書類（「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」など）に記載されている職員との確認に時間を要することがありますので、審査を円滑に実施するために、人数が多い場合（おおむね10名以上）は、技術職員名簿と提示書類との確認がしやす

いように工夫してください（工夫例①：技術職員名簿の通番を、標準報酬決定通知書の氏名欄の横に鉛筆で記入したり、番号を書いた付箋を付けたりする 工夫例②：技術職員名簿の技術職員の記入順を、標準報酬決定通知書の順番どおりにする）。また、前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿と審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿の順番が大幅に変動している場合も、同様をお願いします。

ク 原則として、技術職員が40名を超える場合には事前確認の対象となります。40名以下の場合も事前確認の対象とはなりません、審査時間の短縮にもなりますので、可能な場合は、事前確認をお願いします（事前確認については、P. 5を参照）。

ケ 虚偽等、申請内容に疑義がある場合には、別途資料を求めることがあります。

〈出向者の確認ができる資料〉

- ・ 出向者の氏名、期間が確認できる出向契約書等（審査基準日から遡って6か月を超える出向期間があることが必要です）
- ・ 出向元の「健康被保険者証」の写し（資格取得日及び事業所名称が分かるもの）又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の原本、若しくは写し
- ・ 出向者について、出向先で費用負担していることが明示できる資料（基準月の給与について、出向元の請求書と出向先から出向元への振込等を確認できる資料）

※ 原則として、出向者は配置技術者（監理技術者・主任技術者）にはなれません。

〈「技術職員資格区分コード表」からの記入時の注意〉

コード表の右端に必要な経験年数が記載されている資格は、試験合格後、年数分の実務経験が必要です。

〈資格区分コード001の該当要件〉

- ・ 学歴（P. 60参照）
学校教育法による所定学科（指定学科）を修めた高校を卒業
学校教育法による所定学科（指定学科）を修めた高等専門学校（5年制）を卒業
学校教育法による所定学科（指定学科）を修めた大学（短期大学を含みます。）を卒業
- ・ 業種コードを1業種記入するときの必要実務経験年数
高校卒業後5年以上の建設業実務経験
高等専門学校（5年制）、大学（短期大学を含みます。）卒業後3年以上の建設業実務経験
- ・ 業種コードを2業種記入するときの必要実務経験年数
高校卒業後10年以上の建設業実務経験（各業種で5年以上）
高等専門学校（5年制）、大学（短期大学を含みます。）卒業後6年以上の建設業実務経験（各業種で3年以上）

〈資格区分コード002の該当要件〉

- ・ 学歴は問いません。
- ・ 業種コードを1業種記入するときの必要実務経験年数
10年以上の建設業実務経験
- ・ 業種コードを2業種記入するときの必要実務経験年数
20年以上の建設業実務経験（各業種で10年以上）

〈資格区分コード「001」で20歳代～30歳代の技術者記入上の注意点〉

有資格区分コード「001」で

- ア 業種コードが1業種で平成6年4月以降生まれの方
- イ 業種コードが2業種で昭和59年4月以降生まれの方

技術職員名簿右側の⑤の欄に学校名、学科名、卒業年を記入してください。

〈資格区分コード「001」、「002」の該当技術職員が多いとき〉

資格区分コード「001」、「002」の該当技術職員が10名以上のときは、次ページの表を参考に「名簿一覧表」を作成し、正本と副本（写し）を提出してください（申請書の最後に添付してください）。少数の場合は、申請書の技術職員名簿の監理技術者資格証交付番号欄に「学校名・学科名・卒業年」を記入するだけで結構です。

経営事項審査 001、002 及び099資格の技術職員名簿一覧表														別紙	
許可番号		: 〈記入例〉													
会社名		:													
審査基準日		:													
頁	通番	氏名	生年月日	学校名及び学科名	卒業年月	専門学校卒の場合		業種コード	有資格区分コード	経験年数	業種コード	有資格区分コード	経験年数	備考	
						専門課程修了	高度専門士又は専門士								
1	1	東京 太郎	S47.5.10	〇〇短期大学 人間学科	H05.03			2 0	0 0 0 2	13					
1	3	新宿 一郎	S40.10.10	〇〇高等専門学校 土木工学科	S61.03			0 1	0 0 0 1	6	0 5	0 0 0 1	13		
1	10	品川 三郎	S30.1.20	〇〇大学工学部 地質工学科	S52.09			0 1	0 0 0 1	14	2 0	0 0 0 2	11		
2	2	板橋 花子	S53.4.5	〇〇高校普通科	H09.03			2 0	0 0 0 2	11					
2	4	文京 四郎	S54.11.17	〇〇大学 農業土木科	H16.03			0 1	0 0 0 1	4					
2	5	墨田 緑	H2.4.10	〇〇専門学校 情報電子科	H22.03	○		2 2	0 9 9 9	6					
2	7	足立 紅葉	H3.6.5	〇〇専門学校 住居科	H25.03	○	○	2 0	0 9 9 9	4					

注意 1) コード001 : 建設業法第7条第2号イ該当

学校教育法による高校又は高等専門学校・短大・大学を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、高校5年以上、高等専門学校・短大・大学3年以上、評価を受けようとする建設業に関する実務の経験を有している者（専門学校等は該当しません。）。また、2業種まで記入できますが、その場合は、高校10年以上、高等専門学校・短大・大学6年以上の実務の経験を有している者。

2) コード002 : 建設業法第7条2号ロ該当

学歴に関係なく、10年以上、評価を受けようとする建設業に関する実務の経験をしている者。また、2業種まで記入できますが、その場合は、20年以上の実務の経験をしている者。

3) コード099 : 学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、専門士又は高度専門士を称し、評価を受けようとする建設業に関して、3年以上実務の経験を有する者（その場合、高度専門士・専門士の称号が確認できる証明書の写しが必要。）。

学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、評価を受けようとする建設業に関して5年以上実務の経験を有する者。

この一覧表を作成する場合は、おおむね同じ内容が盛り込まれていれば、様式は問いません。

また、生年月日にかかわらず、全ての項目を記入してください。

* 必要に応じて、卒業証明書及び実務経験証明書等を追加で求める場合があります。

〈技術職員資格者業種コード表〉

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
0 1	土木工事業	1 1	鋼構造物工事業	2 1	熱絶縁工事業
0 2	建築工事業	1 2	鉄筋工事業	2 2	電気通信工事業
0 3	大工工事業	1 3	舗装工事業	2 3	造園工事業
0 4	左官工事業	1 4	しゅんせつ工事業	2 4	さく井工事業
0 5	とび・土工工事業	1 5	板金工事業	2 5	建具工事業
0 6	石工事業	1 6	ガラス工事業	2 6	水道施設工事業
0 7	屋根工事業	1 7	塗装工事業	2 7	消防施設工事業
0 8	電気工事業	1 8	防水工事業	2 8	清掃施設工事業
0 9	管工事業	1 9	内装仕上工事業	2 9	解体工事業
1 0	タイル・れんが・ブロック工事業	2 0	機械器具設置工事業		

〈技術職員資格区分コード表〉

(建設業法による別表四) ※「1△」は、令和5年7月1日以降の審査基準日から適用 (P.62参照)

「5」…5点 (技術職員区分：1級) 「4」…4点 (技術職員区分：監理補佐) 「3」…3点 (技術職員区分：基幹技能者) 「2」…2点 (技術職員区分：2級)
 「1」…1点 (技術職員区分：その他) 「1△」…1点 (実務経験3年) 「1●」…1点 (実務経験5年) 「#」…「解」については、平成28年度以降の資格者か解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習受講が必要

コード	資格区分	建設業の種類																必要な 確認 書類											
		土 建	大 左	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内		機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
001	法第7条第2号イ 該当 (指定学科卒業+実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
002	法第7条第2号ロ 該当 (10年の実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
003	法第15条第2号ハ 該当 (同号イと同年以上)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	大臣認定書	
004	法第15条第2号ハ 該当 (同号ロと同年以上)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	P.62参照	
005	監理技術者補佐 令第28条該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
111	1級建設機械施工管理技士	5									5																		
212	2級建設機械施工管理技士 (第1種~第6種)	2									2																		
113	1級土木施工管理技士	5	1△	5	1△				1△	5	1△	5			5	1△			1△			1△			5	1△	5#		
11H	1級土木施工管理技士補		1△	1△	1△	1△			1△	1△	1△	1△			1△	1△			1△			1△			1△	1△	1△		
214	2級土木施工管理技士	2	1●	2	2	1●			1●	2	1●	2			1●	1●			1●			1●		2	1●	2#			
21J	2級土木施工管理技士補		1●	1●	1●	1●			1●	1●	1●	1●			1●	1●			1●			1●		1●	1●	1●	1●		
215	2級土木施工管理技士		1●	1●	1●	1●			1●	1●	1●	1●			2	1●			1●			1●		1●	1●	1●	1●		
21K	2級土木施工管理技士補		1●	1●	1●	1●			1●	1●	1●	1●			1●	1●			1●			1●		1●	1●	1●	1●		
216	2級土木施工管理技士		1●	2	1●	1●			1●	1●	1●	1●			1●	1●			1●			1●		1●	1●	1●	1●		
21L	2級土木施工管理技士補		1●	1●	1●	1●			1●	1●	1●	1●			1●	1●			1●			1●		1●	1●	1●	1●		
120	1級建築施工管理技士	5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	1△	5			5	1△	1△	1△	5#		
12C	1級建築施工管理技士補		1△	1△	1△	1△	1△		1△	1△	1△	1△	1△		1△	1△	1△	1△	1△	1△			1△	1△	1△	1△	1△		
221	建築	2	1●	1●	1●	1●			1●	1●	1●	1●			1●	1●			1●			1●		1●	1●	1●	2	合格証明書	
222	建築	2	1●	2	1●	1●			2	2	2	2			1●	1●	1●	1●	1●			1●		1●	1●	1●	2#	※1△、1●については、次年度の合格を証明する書面の写し	
223	躯体	2	2	2	1●	2	2		2	1●	2	2			2	2	2	2	2			2		2	1●	1●	1●		
223	仕上げ	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1			1	1	1	1	1			1		1	1	1	1		
22D	2級建築施工管理技士補		1●	1●	1●	1●			1●	1●	1●	1●			1●	1●	1●	1●	1●			1●		1●	1●	1●	1●		
127	1級電気工事施工管理技士								5										1△								1△		
12E	1級電気工事施工管理技士補								2										1△								1△		
228	2級電気工事施工管理技士																		1●								1●		
22F	2級電気工事施工管理技士補																		1●								1●		
129	1級管工事施工管理技士								5						1△	1△	1△		1△								1△	1△	
12G	1級管工事施工管理技士補														1△	1△	1△		1△								1△	1△	

建設業法 (技術検定)

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	方	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解						
建設業法(技術検定)	230							2		1●	1●	1●	1●	1●	1●				1●	1●			1●	1●	1●	1●	1●							
	23A									1●	1●	1●	1●	1●	1●				1●	1●			1●	1●	1●	1●	1●							
	131																				5													
	232																				2													
	133				1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	5	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△					
	13D				1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△	1△				
	234				1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	2	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●				
	23E				1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●	1●				
	137		5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5														
	238		2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														
239		2																																
建築士法	141																																	
	142																																	
	143				5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5														
	144																																	
	145																																	
	146																																	
	147																																	
	148																																	
	149																																	
	150																																	
技術士法	151																																	
	152																																	
	153																																	
	154																																	
	155																																	
	256																																	
	258																																	
	259																																	
	235																																	
	265																																	
消 防 法	168																																	
電 気 工 事 法	155																																	
	256																																	
電 気 事 業 法	258																																	
	259																																	
水 道 法	235																																	
	265																																	
消 防 法	168																																	

合格証明書
※1△、1●
については
一次検定の合
格を証明する
書面の写し

免許証

登録証

※142、146、148、151、15A、153、154を選択する場合は日本技術士会発行の登録等証明書も添付すること。

免 状

免 状

資格者証

免状又は
技術者証

免 状

消 防 法	169 乙種 消防設備士	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	免 状
171	建築大工 (1級)	2	
271	建築大工 (2級) 【3年】	1	
164	型枠施工 (1級)	2	
264	型枠施工 (2級) 【3年】	1	
172	左官 (1級)	2	
272	左官 (2級) 【3年】	1	
157	とび・とび工 (1級)	2	2
257	とび・とび工 (2級) 【3年】	1	1
173	コンクリート圧送施工 (1級)	2	
273	コンクリート圧送施工 (2級) 【3年】	1	
166	ウエルポイント施工 (1級)	2	
266	ウエルポイント施工 (2級) 【3年】	1	
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (1級)		2
274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (2級) 【3年】		1
175	給排水衛生設備配管 (1級)		2
275	給排水衛生設備配管 (2級) 【3年】		1
176	配管・配管工 (1級)		2
276	配管・配管工 (2級) 【3年】		1
170	建築板金「ダクト板金作業」 (1級)		2
270	建築板金「ダクト板金作業」 (2級) 【3年】		1
177	タイル張り・タイル張り工 (1級)		2
277	タイル張り・タイル張り工 (2級) 【3年】		1
178	築炉・築炉工・れんが積み (1級)		2
278	築炉・築炉工・れんが積み (2級) 【3年】		1
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 (1級)		2
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 (2級) 【3年】		1
180	石工・石材施工・石積み (1級)		2
280	石工・石材施工・石積み (2級) 【3年】		1
181	鉄工・製罐 (1級)		2
281	鉄工・製罐 (2級) 【3年】		1
182	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)		2

職業能力開発促進法

合格証書

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
職業能力 開発促進法	198 さく井（1級）																								2					合格証書		
	298 さく井（2級）																							1						登録証		
	061 地すべり防止工事				1																				1					登録証 合格証明書 又は認定証		
	040 基礎ぐい工事				2																									登録証		
	062 建築設備士						1	1																						合格証書 又は登録証		
	063 計装							1	1																					合格証書 又は登録証 又は資格者証		
	060 解体工事																												2	講習修了証		
	064 基幹技能者（講習会修了証記載業種のみ）		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	講習修了証
	703 能力評価基準により評価が最上位に該当する者		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	能力評価 （レベル判定） 結果通知書	
	704 能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
その他		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗 <th>防</th> <th>内</th> <th>機</th> <th>絶</th> <th>通</th> <th>園</th> <th>井</th> <th>具</th> <th>水</th> <th>消</th> <th>清</th> <th>解</th>	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		

※1：電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る）であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者。

※2：専門学校における経験年数については以下のとおりです。

①学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、専門士又は高度専門士を称し、評価を受けようとする建設業に關して、3年以上実務の経験を有する者（その場合、高度専門士・専門士の称号が確認できる証明書の写しが必要です。）

②学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、評価を受けようとする建設業に關して5年以上実務の経験を有する者。

*評価点の5（2・1）点者の人数は、経営事項審査結果通知書の技術職員数欄の1級（2級・その他）の人数に一致します。

*資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。

〈技術者の資格（指定学科）表〉法第7条第2号イ該当者

※ 下記学科以外の名称で疑問がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、ご相談ください。

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科

〈資格区分コード「099」について〉

建設業許可を受けようとする業種と技術的な共通性がある他の業種での実務経験でも、一定の範囲内で許可を受けようとする業種の実務経験として建設業許可要件の一つである営業所専任技術者となる資格を有することができます（振替の条件は次ページを参照）。

〈実務経験年数の振替で営業所専任技術者となった者の経営事項審査の取扱い〉

- ・ 経営事項審査における評価の対象は、いわゆる「その他の技術職員」となります。
- ・ 「技術職員名簿」(別紙2)の有資格区分コード欄には「099」(その他)を記入してください。

裏付資料 「技術者の実務経験証明書」

技術者の実務経験証明書の実務経験の記載内容

今回の措置により評価の対象となった業種と、実務経験の振替元となった業種を記入してください。

建設業許可の「営業所専任技術者」実務経験要件の一部緩和条件は次のとおりです。

1 実務経験要件緩和を認める業種の範囲

次の業種間でのみ実務経験の振替が認められます。

- ① 一式工事から専門工事への実務経験の振替(矢印の方向に向かって振替可。右枠内の業種間での振替不可)

土木一式	→	とび・土工・コンクリート、しゅんせつ、水道施設
建築一式	→	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁

- ② 専門工事間での実務経験の振替(矢印の方向に向かって振替可)

大工	⇔	内装仕上
----	---	------

2 実務経験要件の緩和年数の条件

- ① 営業所専任技術者になろうとする業種：8年を超える実務経験が必要
- ② 営業所専任技術者になろうとする業種での実務経験+その他の業種での実務経験=12年以上
- ①②二つの要件を満たしていれば、営業所専任技術者となる資格を有することができます。

3 実務経験要件の緩和の効果

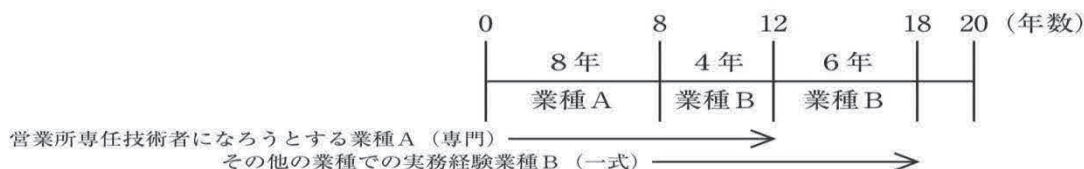
実務経験要件の緩和年数を使わないで「許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有する者」として、2業種の営業所専任技術者になろうとする場合

$$\text{実務経験要件年数} \ 1 \text{業種} (10 \text{年}) + 1 \text{業種} (10 \text{年}) = 20 \text{年}$$

実務経験要件の緩和年数を使い「許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有する者」として、2業種の営業所専任技術者になろうとする場合

営業所専任技術者になろうとする業種：8年を超える実務経験が必要

- ① 一式工事から専門工事への実務経験振替の場合：最大2年の期間短縮



営業所専任技術者になろうとする業種での実務経験+その他の業種での実務経験=12年以上

$$\text{実務経験要件年数} \ 営業所専任技術者になろうとする業種 (8 \text{年}) + \text{その他業種} (10 \text{年}) = 18 \text{年}$$

営業所専任技術者になろうとする業種：8年を超える実務経験が必要

- ② 専門工事間での実務経験振替の場合：最大4年の期間短縮



営業所専任技術者になろうとする業種での実務経験+その他の業種での実務経験=12年以上
 実務経験要件年数営業所専任技術者になろうとする業種（8年）+その他業種（8年）=16年

〈コード005 監理技術者補佐について〉

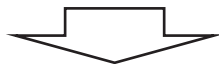
根拠法令	コード	評価点	資格区分	必要経験年数	加点となる建設業の種類	必要な確認書類	
建設業法	005	4	監理技術者補佐				
			主任技術者となる資格を有する一級技士補	—	合格を証明する書面に記載の業種	・一次検定の合格を証明する書面の写し ・主任技術者要件を満たしていることが確認できる資料	
			監理技術者要件を満たす者				
			監理技術者資格者証が交付されている者	—	監理技術者資格者証に記載の業種	監理技術者資格者証	
監理技術者資格者証が交付されていない者							
実務経験者(指定建設業を除く※)	・法第7条第2号イ及びロ(コード001及び002)と同じ ・上記に加えて指導監督的実務経験2年	実務経験及び指導監督的実務経験のある業種	・実務経験証明書 ・指導監督的実務経験証明書 ・卒業証明書				
国土交通大臣特別認定者	—	認定書記載の業種	大臣認定書				

- 監理技術者補佐は、主任技術者となる資格を有し令和3年度以降の一級技術検定の第一次検定に合格した一級技士補である者、監理技術者要件を満たす者です。
- 審査基準日時点で資格等を有していることが必要です。
- ※ 指定建設業は土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種です。

***審査基準日が令和5年7月1日以降の申請より、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（1級1次合格者を大学指定学科卒業と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第一次検定合格後に一定期間（指定学科卒と同等）の実務経験を有する者が技術者として認められることとなりました。**

(改正前)

学 歴	実 務 経 験
大学、短大等（指定学科）	卒業後3年
高等学校（指定学科）	卒業後5年
上 記 以 外	10年



(改正後)

学 歴 等		実 務 経 験
学 歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後3年
	高 等 学 校（指定学科）	卒業後5年
技士補 技 士	1級1次検定合格 （対応種目）*右表参照	合格後3年※
	2級1次検定合格 （対応種目）*右表参照	合格後5年※
上 記 以 外		10年

○ 技術検定種目と対応する指定学科	
技 術 検 定 種 目	同 等 と み な す 指 定 学 科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

※指定建設業と電気通信工業を除く